

第5期千歳市地域福祉計画 《 計画素案の概要 》

第1章 計画策定にあたって

第1章では、計画策定の背景、位置づけ、計画期間、策定体制について記述しています。（詳細は計画素案の1～5ページ）

◆ 計画の背景

近年の日本では、人口減少、少子高齢化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。貧困、虐待、ひきこもり、8050問題、孤立、ダブルケアなど、地域住民が抱える問題は複雑化・複合化しています。さらに、私たちの生活を脅かす地震や台風などの自然災害、感染症等のさまざまな脅威や不安も発生しています。

このような問題に対応するため、国は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題に対し「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げ、住民の身近な地域での体制整備や市町村における包括的な相談体制の必要性を示し、地域共生社会の実現に向けては、引き続き、地域福祉の推進が重要としています。

また、令和2年の社会福祉法の改正により、包括的な支援体制を整備することが求められるとともに、今後、増加することが見込まれる地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援）、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市では、令和元年に第4期となる地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進に向けた取組を進めて参りましたが、令和6年度末で計画が満了することから、令和2年の社会福祉法の改正内容を踏まえ、新たな福祉ニーズに対応する第5期地域福祉計画を策定します。

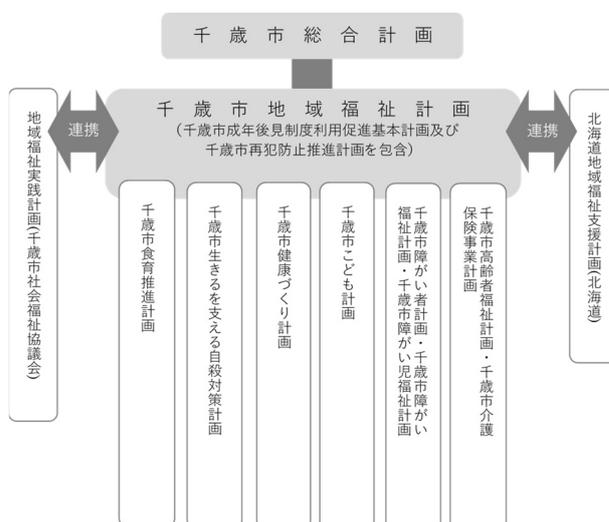
なお、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会の共通目標であるSDGs（持続可能な開発目標）が掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、地域福祉の理念にも共通することから、本市においてもそれを踏まえ、第5期地域福祉計画の各施策を推進します。

◆ 計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」に位置づけされるものであり、千歳市では「第7期総合計画（令和3年度から令和12年度まで）」を上位計画とし、地域福祉を推進する個別計画の一つとしています。

地域福祉計画は、高齢者や障がい者福祉、児童福祉など、福祉分野が共通して取り組むべき事項を定める、福祉分野の「上位計画」であり、千歳市の保健福祉分野の各個別計画などの施策を横断的に展開し、分野間の調和を図り、連携しながら取り組むものとしします。

また、判断能力が十分でない人の日常生活や



財産管理を支援する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」と、犯罪や非行をした人の立ち直りを社会全体で応援し、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組である「地方再犯防止推進計画」を本計画に包含して策定します。

◆ 計画期間

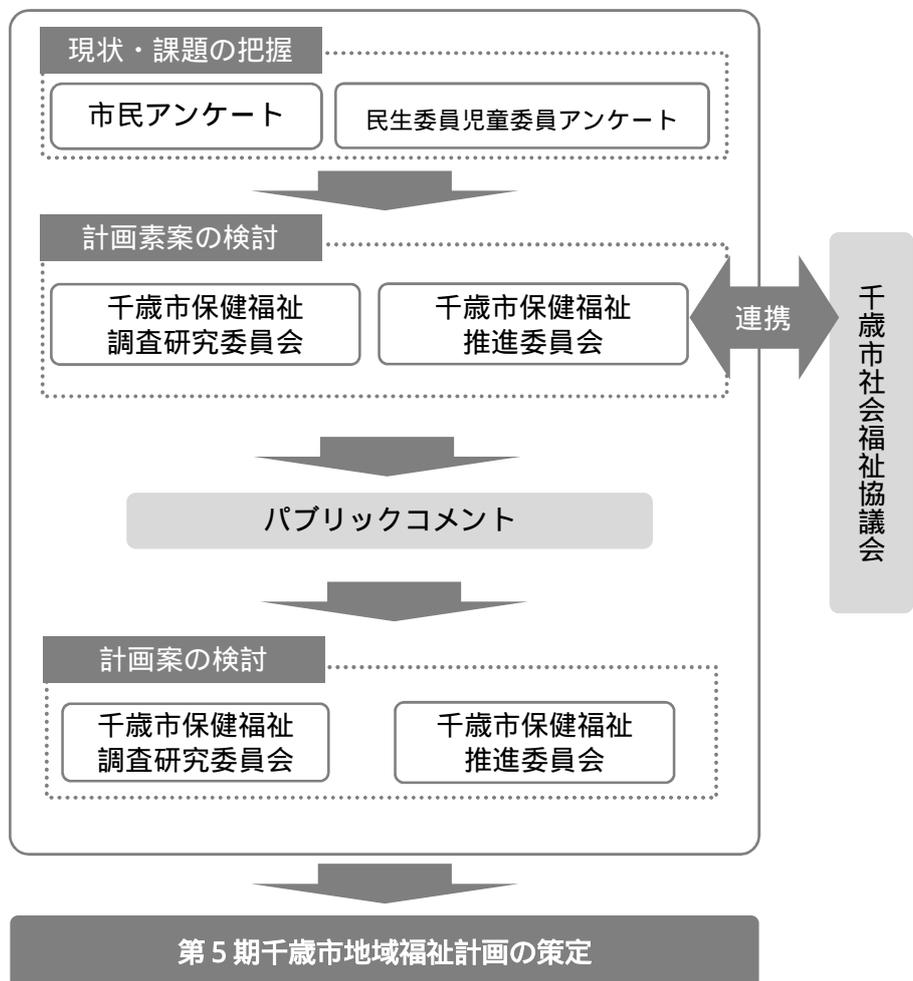
計画の期間は、令和7年度から11年度までの5年間とします。

また、千歳市社会福祉協議会が地域福祉に関する行動計画として策定する「第8次地域福祉実践計画」と相互に連携を図る必要があることから、引き続き、計画期間を同一とします。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
千歳市第7期総合計画						
第4期千歳市 地域福祉計画	第5期千歳市地域福祉計画					次期計画
第7次地域 福祉実践計画	第8次地域福祉実践計画					次期計画

◆ 計画策定体制

「第5期千歳市地域福祉計画」の策定にあたっては、地域福祉の推進を積極的かつ主体的に担う役割をもつ地域住民、学識経験者、福祉、保健、医療関係者、民生委員児童委員、保護司により施策を検討するための、千歳市保健福祉調査研究委員会と千歳市保健福祉推進委員会の開催や、地域福祉に関する市民の思いや意見を明らかにし、計画策定の基礎資料とするための市民及び民生委員児童委員へのアンケート調査、幅広く市民から意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。



第2章 地域社会の現状と課題

第2章では、統計上の数値やアンケート調査等から千歳市における地域社会の現状と、第4期計画目標と第5期へ継承する方針について記述しています。(詳細は計画素案の6~32ページ)

◆ 千歳市の概況

《統計上の数値から》

- ✓ 65歳以上の人口が増加しており、高齢者のいる世帯割合も増加しています。
- ✓ 子どものいる世帯は減少し、ひとり親世帯は年度により増減はあるものの、増加傾向となっています。
- ✓ 生活保護受給世帯数はほぼ横ばい、要支援・要介護者数、障がい者数は増加傾向となっています。
- ✓ 町内会・自治会加入率は減少しています。
- ✓ ボランティアセンターへの個人登録人数は増加傾向となっています。
- ✓ 各分野の相談件数は増加傾向となっています。

《アンケート調査から》

- ✓ 福祉サービスを安心して利用できる仕組みが整っていると感じる市民は約5割となっています。
- ✓ 再犯防止への協力について、肯定的な人と否定的な人の割合がそれぞれ約4割となっています。
- ✓ 再犯防止に協力している民間協力者等について、「保護司」の認知度は約5割ですが、「わからない」とほぼ同じ割合となっています。
- ✓ 複合化・複雑化した福祉的課題を抱える世帯について、「身近にいない」と答えた人は約6割となっていますが、公的福祉サービスでは対象とならない生活課題が生じている世帯や、1つの世帯に複数の課題がある世帯も存在しています。
- ✓ 町内会や自治会の地域活動への参加状況は約3割で、「参加していない」と答えた人は約6割となっています。
- ✓ 成年後見制度の内容や成年後見支援センターを知らないと答えた人は約6割となっています。
- ✓ 民生委員児童委員の活動上の課題や悩みは、「活動を行うメンバーが固定し高齢化している」が約5割となっています。
- ✓ 民生委員児童委員が地域住民から受ける相談で多いものは、「本人や家族の健康のこと」、「介護に関すること」、「ご近所との関係のこと」となっています。
- ✓ 民生委員児童委員の約4割が、地域での「助け合い」「支え合い」に必要なことは、「地域で活動する人たちが、情報共有できる場をつくる」、「学校教育や社会教育で、福祉に関する教育を充実する」、「福祉活動に携わる人や、そのリーダーを養成する」が上位となっています。

第3章 基本方針

第3章では、基本理念、基本目標、計画の体系について記述しています。（詳細は計画素案の33～36ページ）

◆ 基本理念

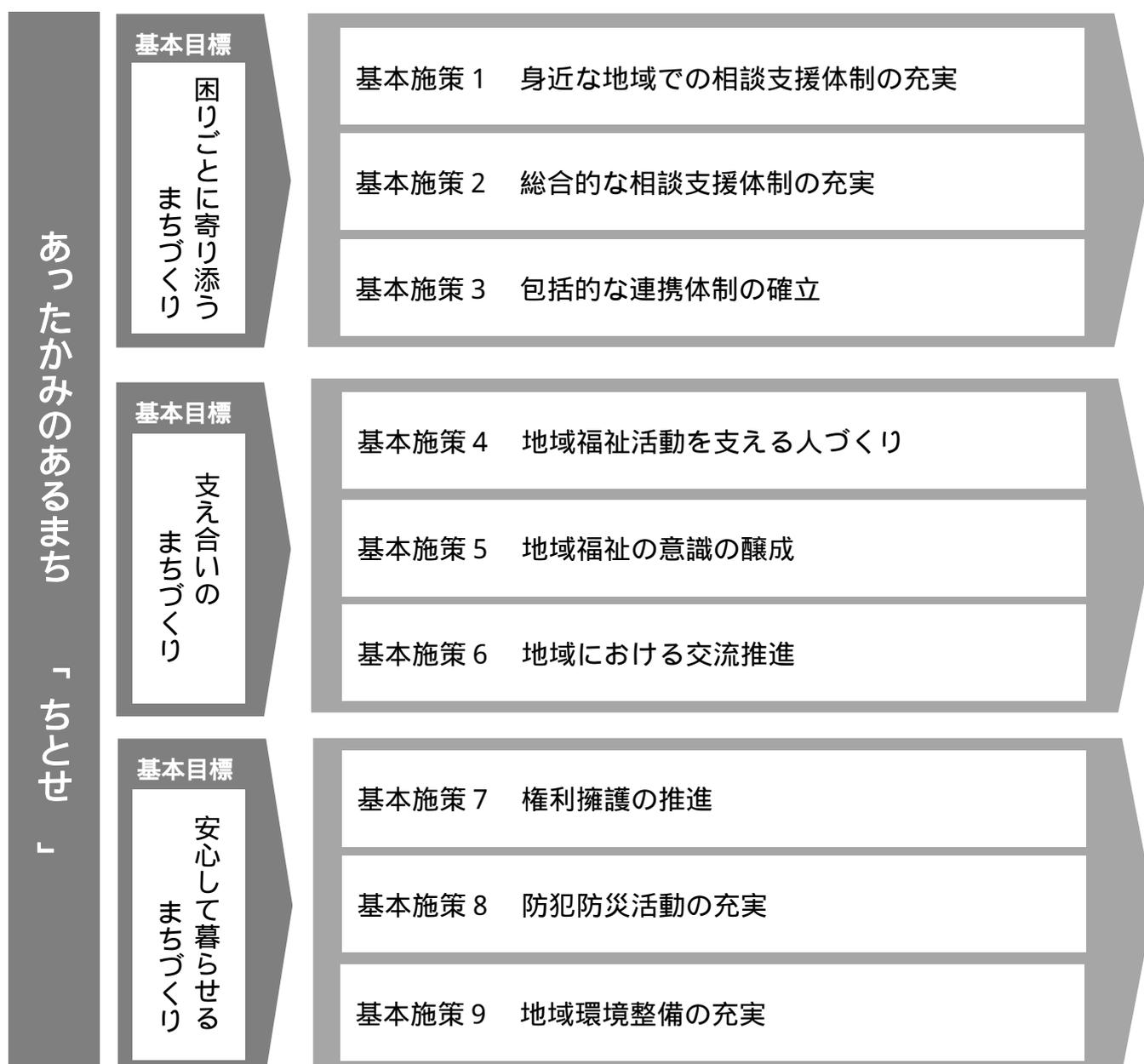
あったかみのあるまち 「ちとせ」

市民みんなが主役となり、お互いに支え合いながら

どんなときも安心して暮らし続けられる

あったかみのあるまちを実現します

基本目標の体系



第4章 目標を達成するための取組

困りごとに寄り添うまちづくり

第 節では、基本目標 「困りごとに寄り添うまちづくり」に属する基本施策、個別施策について記述しています。（詳細は計画素案の 37～44 ページ）

基本目標 困りごとに寄り添うまちづくり

基本施策 1 身近な地域での相談支援体制の充実
個別施策 : 地域生活課題を受け止める体制の充実
個別施策 : 民生委員児童委員活動の支援

基本施策 2 総合的な相談支援体制の充実
個別施策 : 様々な相談に対応する体制の推進
個別施策 : 生活困窮者の自立に向けた支援
個別施策 : 福祉情報の提供の充実
個別施策 : 再犯防止の取組の推進（千歳市再犯防止推進計画）

基本施策 3 包括的な連携体制の確立
個別施策 : 重層的支援体制整備の推進
個別施策 : 地域包括ケアシステムの深化・推進
個別施策 : 千歳市社会福祉協議会との連携推進

支え合いのまちづくり

第 節では、基本目標 「支え合いのまちづくり」に属する基本施策、個別施策について記述しています。（詳細は計画素案の 45～48 ページ）

基本目標 支え合いのまちづくり

基本施策 4 地域福祉活動を支える人づくり
個別施策 : 地域福祉を担う人材の育成・確保
個別施策 : ボランティア・NPO活動情報の提供

基本施策 5 地域福祉の意識の醸成
個別施策 : 福祉教育の推進
個別施策 : 地域福祉の理念の普及

基本施策 6 地域における交流推進
個別施策 : 地域見守り活動の推進
個別施策 : 地域活動拠点の利用促進
個別施策 : 世代間交流の推進

安心して暮らせるまちづくり

第 5 節では、基本目標 「安心して暮らせるまちづくり」に属する基本施策、個別施策について記述しています。（詳細は計画素案の 49～53 ページ）

基本目標 安心して暮らせるまちづくり

基本施策 7 権利擁護の推進

- 個別施策 : 成年後見制度の利用促進
(千歳市成年後見制度利用促進基本計画)
- 個別施策 : 虐待防止の取組の推進

基本施策 8 防犯防災活動の充実

- 個別施策 : 災害に備える取組の推進
- 個別施策 : 地域防災活動の推進
- 個別施策② : 地域防犯活動の推進

基本施策 9 地域環境整備の充実

- 個別施策② : ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進
- 個別施策③ : 除排雪等の支援活動の推進

第 5 章 計画の継続的な推進と評価

第 5 章では、計画を推進していくうえで必要となる、計画推進に向けた各機関の役割、進捗管理、財政基盤の確立について記述しています。（詳細は計画素案の 54～55 ページ）

- 1 住民・事業者・市の協働による計画の推進
 - (1) 住民の役割
 - (2) 民生委員・児童委員の役割
 - (3) 事業者の役割
 - (4) 社会福祉協議会の役割
 - (5) 市の役割
- 2 千歳市社会福祉協議会との連携による事業の推進
- 3 計画の進捗状況の把握と評価
- 4 適正な財政執行